

## 令和3年 第9回須賀川市農業委員会総会議事録

令和3年9回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和3年9月6日（月）
- 2 招集通知日 令和3年9月6日（月）
- 3 招集日時 令和3年9月17日（金）午後3時
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A・B・C
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

### 農地利用最適化推進委員（23名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

6 出席農業委員 18名

7 欠席農業委員 1名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	西袋	吉田 和男	西袋	渡邊 久記
稲田	関口 明夫	稲田	大河原一英	小塩江	橋本 孝一	小塩江	塩田 静生
小塩江	相楽 利晴	仁井田	影山 孝	仁井田	岡部 俊男	仁井田	根本 芳一
大東	関根 隆二	大東	佐藤 良幸	大東	関根 久之	長沼	小林 弘一
長沼	池田多可志	長沼	内山 哲夫	長沼	本間 正博	岩瀬	佐藤 秀和
岩瀬	齊藤 正人	岩瀬	渡邊 聖一	岩瀬	岡部 重雄		

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

9 欠席農地利用最適化推進委員 4名

（安田 彰 委員、吉田 和男 委員、根本芳一 委員、岡部重雄委員）

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	鈴木 弘明
	農地係 長	力丸 光輝
	専門員	三島木 修
経済環境部農政課	主 事	藤田 紘平

11 議 案

議案第 47 号 農用地利用集積計画について

議案第 48 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 49 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 50 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 51 号 須賀川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について

報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 33 号 農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 34 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

報告第 35 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 36 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について

報告第 37 号 農地パトロール実施状況報告について

12 その他

13 開 会 （午後 3 時）

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第6条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号9番 高橋純一 農業委員と10番 小枝宏嗣 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後4時6分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和3年9月21日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和3年 第9回総会

令和3年9月17日（金）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第47号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第88号から第111号までについて、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第47号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第47号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第48号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第48号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第48号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

（農政課職員 退席）

議 長 次に、議案第49号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否

決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 49 号と第 50 号について岡部委員よろしくお願いいたします。

岡部推進委員 受理番号第 49 号について説明いたします。

高橋委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。譲受人は、譲渡人が体調不良で今年作付け出来なかった様子を見て、譲受人から売買の話を持ち掛けたそうです。譲受人は長年営農しており、耕作に必要な機械・設備は既に所有しており、農地利用に支障はないと思われれます。また、価格については、お互いの話し合いで決定したもので妥当と思われ、許可上特に問題ないと思われれますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

続いて、受理番号第 50 号について説明いたします。

高橋委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。譲受人が以前購入した田んぼの間に今回の土地があり、利便性を図るため、譲渡人の土地を購入したいと申し入れをしたそうです。譲受人は長年営農しており、農地利用に支障はないと思われれます。また、価格についてもお互いの話し合いで決定したもので妥当と思われれます。許可上特に問題ないと思われれますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 51 号について、橋本委員よろしくお願いいたします。

橋本推進委員 受理番号第 51 号について説明いたします。

吉田農業委員と聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子関係で、二人ともお婿さんを取っています。譲渡人が先代から相続したように、譲渡人の実子である譲受人に所有権を移転したいということから、今回の申請に至りました。全筆とも遊休地や借地化することもなく、健全に管理しているということですので、許可上、問題な

いと思われまますので、委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 52 号について、渡邊委員よろしくお願ひいたします。

渡邊推進委員 受理番号第 52 号について説明いたします。

9 月 9 日、和田農業委員、小枝農業委員と譲渡人立会いのもと、現地調査を行いました。譲渡人は相続により土地を取得しました。二人の譲渡人の父と譲受人は友人であり、譲渡人二人ともに農業経験がなく、農業経営をしている譲受人に土地購入の話がありました。譲受人が新規作物の導入を考えていたところ、土地状況もよく、価格も折り合いが付き購入することになりました。許可上、問題ないと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 49 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願ひます。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 49 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。次に、議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めまます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めまます。説明は、担当した農業委員又は最適化推進委員からお願ひいたします。

受理番号第 40 号、第 41 号について、大越農業委員よろしくお願ひいたします。

大越農業委員 受理番号第 40 号、第 41 号について説明いたします。

9 月 12 日に小枝農業委員、安田推進委員と申請地を調査しました。

設定人に確認したところ、申請地は、長年休耕し現況は山林となっています。今後、耕作する予定がないことから、太陽光発電施設として、土地を被設定人に貸すことになったとのことです。太陽光発電施設設置後の除草は、草刈り機を使用し、草刈り機が使えない場所のみ、農薬登録のある除草剤を使用するとのことです。土砂崩れなどの災害が起きた場合には責任をもって対応する旨を近隣住民にも説明済みとのことで、付近の農地に与える影響は無いものと考えられます。委員各位の審議をよろしくお願いします。

議長 受理番号第 42 号について、齊藤委員よろしくお願いたします。

齊藤推進委員 受理番号第 42 号について説明いたします。

9 月 11 日に、村上農業委員とともに現地調査を行いました。設定人は被設定人の祖父であり、被設定人が美容室兼住宅を建築するとのことで申請されたものです。申請地は、自宅住居に隣接した畑で防風林に囲まれ、排水は歩道の側溝に隣接しています。付近の農地に与える影響は全く無いとのことで、許可上特に問題ないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 受理番号第 43 号について、橋本委員よろしくお願いたします。

渡邊推進委員 受理番号第 43 号について説明いたします。

9 月 9 日設定人立会いのもと、和田農業委員、小枝農業委員と現地確認を行いました。設定人は被設定人と親子関係になっております。今後の農業経営のため、使用貸借権設定の申請を行いました。今後は、規模拡大とともに増築を考えているとのことです。7 月に農振除外、農地転用の申請がなされています。許可上問題ないと思われませんが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 受理番号第 44 号について、池田委員よろしくお願いたします。

池田推進委員 受理番号第 44 号について説明いたします。

9 月 12 日夕方 5 時に申請地で、横川農業委員、松川農業委員、加藤農業委員と譲渡人から話しを聞きました。譲渡人と二人の譲受人は、親子と孫の関係にあり、住宅を建設するために申請されました。申請

内容は農地の集団性を阻害するものでなく、また、排水については、集落排水し、雨水に対しても側溝に排水するため特に問題もなく、付近の農地に与える影響はないものと考えられ、許可上、特に問題がないものと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 45 号について、塩田委員よろしくお願いいたします。

塩田推進委員 受理番号第 45 号について説明いたします。

申請地について設定人に確認したところ、携帯基地局建設のための資材置き場に使用するための一時転用とのことでした。基地局については、来月総会の報告事項になるとのことで、特に問題はないと思われますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 46 号について、相楽委員よろしくお願いいたします。

相楽推進委員 受理番号第 46 号について説明いたします。

9 月 13 日に、現地にて、聞き取り確認調査を行いました。申請地は、携帯電話のアンテナ基地施設を設置するため、申請されたものです。資材置き場として一時転用するため、農地の集団性を阻害するものでなく、付近の農地に与える影響はないものと考えられますが、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 50 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 50 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 51 号「須賀川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明

議長 続いて、本件につきましては、9月9日に開催いたしました農政委員会の会議において、議論がなされておりますので、農政委員会委員長から経緯等についての説明をお願いいたします。

松川委員（農政委員長）

只今、事務局から説明がありましたとおり、農業委員、推進委員の皆様からの意見を集約して、事務局が作成した「素案」を、9月9日（木）に開催した「第4回の須賀川市農業委員会専門委員会農政委員会」において、審議いたしました。その中で、農政委員会委員の皆様から、大型特殊自動車運転免許等の取得に関して、投下装置や反射器等の設置を含めた、安全対策の周知が必要であるなど、様々な意見が出されました。また、「大雨や台風による被害」の表現に関して、今年度被害が出ております、霜や雹被害を含めた「大雨や台風などの自然災害による被害」と一部、文言の修正することで、農政委員会委員の全員一致で「素案」を承認したところです。

この「素案」につきまして、委員の皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑は、なし）

議長 それではお諮りいたします。

議案第51号「須賀川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議長 異議なしと認め、議案第55号「須賀川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について」議決し、決定といたします。本件につきましては、9月24日に市長へ提出することといたします。

議長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第31号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届

出書の受理について」 1件です。

○ 報告第 32 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 12 件です。

○ 報告第 33 号 農地法施行規則第 29 条の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。

○ 報告第 34 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について」 1 件です。

○ 報告第 35 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について」 6 件です。

○ 報告第 36 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について」 1 件です。

○ 報告第 37 号「農地パトロール実施状況報告について」 8 件です。

議 長 ここで、報告第 37 号「農地パトロール実施状況報告について」の報告を各地区の代表委員からお願いします。

秋山農業委員（須賀川・浜田地区）

須賀川・浜田地区における調査結果を報告いたします。

農地転用許可案件などの調査対象件数は 9 件でした。進捗状況は、完了が 4 件、工事中が 2 件、未着工が 3 件です。未着工の理由としては、建築材料の不足によって工事が遅れているとのことでした。

小枝農業委員（西袋地区）

西袋地区の調査結果を報告いたします。

農地転用許可案件などの調査対象件数は 6 件です。進捗状況は、完了が 2 件、工事中が 3 件で、未着工が 1 件です。

桑名農業委員（稲田地区）

稲田地区の調査結果を報告いたします。

調査対象件数は 10 件です。進捗状況は、完了が 5 件、未着工が 5 件です。未着工の理由は、資材が入らないとのことでした。

安藤農業委員（小塩江地区）

小塩江地区の調査結果を報告いたします。

農地転用許可案件などの調査対象件数は 27 件となります。進捗状況

は、完了が 5 件、工事中が 9 件、未着工が 13 件です。未着工の理由は、太陽光発電施設の建築材料資材が不足しているということです。

古川職務代理（仁井田地区）

仁井田地区の調査結果を報告いたします。

調査対象件数は 3 件です。進捗状況は、完了が 2 件、工事中が 1 件です。

熊谷農業委員（大東地区）

大東地区の調査結果を報告いたします。

農地転用許可案件の調査対象件数は 13 件です。進捗状況は、完了が 3 件、工事中が 5 件、未着工が 5 件でした。未着工の理由は、太陽光発電施設設置業者の都合です。

横川農業委員（長沼地区）

長沼地区の調査結果を報告いたします。

農地転用許可案件などの調査対象件数は 10 件です。進捗状況は、完了が 3 件、工事着工中が 5 件、未着工が 2 件です。

村上農業委員（岩瀬地区）

岩瀬地区の調査結果を報告いたします。

農地転用許可案件などの調査対象件数は 2 件です。進捗状況は、完了が 0 件、工事中が 2 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 私から、来月は秋の稲刈り等の時期でもあり、来月の総会は、午前 9 時 30 分の開催とします。なお、全委員出席ではなく担当案件のある委員のみとなります。

その他、皆さんから何かございませんか。

（なし）

議 長 事務局からは何かございませんか。

・須賀川市農業賞について

須賀川市農業委員会として、須賀川市長に前農業委員の上田和一氏を農業賞の候補者推薦したことを報告した。

・農地パトロールの報告書について

本日実施の農地パトロールに関して、総会終了後に、報告様式 1 と報告様式 2 を事務局に提出していただきたい。その際、様式 1 最下部記載の「借上車の提供者名覧」に必ず記入いただくように申し添えた。

・農地利用意向調査について

本日までの農地利用状況調査の結果を整理して、年内中に、農地利用意向調査を発出する予定であり、委員の皆様方のご理解・ご協力をお願いしたい。

議 長 他になれば、これにて令和 3 年第 9 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。